

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

## 香川厚生年金 事案 679

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（44 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 44 万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 9 年 3 月 16 日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が 22 万円に下がっているが、平成 8 年 7 月以前と給与額は変わっていないはずであり、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 7 月 1 日付けの随時改定及び同年 10 月 1 日付けの定時決定により 44 万円と記録されていたところ、同年 11 月 7 日付けで、同年 10 月 1 日の定時決定を超えて、同年 7 月 1 日に遡って 22 万円に引き下げられ、申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（9 年 3 月 16 日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録から、平成 8 年 11 月 7 日時点で A 社に勤務していたとみられる事業主を含めた同僚 166 人のうち 79 人の標準報酬月額が、申立人と同様に同年 11 月 7 日付けで、同年 7 月 1 日に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられている複数の同僚からは、申立期間当時、報酬月額が減額されたことをうかがわせる供述は得られない。

また、A 社に係る滞納処分票により、申立期間当時、同社は厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立人は、運転手として勤務していたと主張しているところ、同僚も、「申立人は運転手として勤務していた。」と供述している上、A 社に

係る登記簿において、役員欄に申立人の氏名は無いことから、申立人が当該遡及訂正について関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年11月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について同年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、遡及訂正前の記録である44万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B製作所（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月25日まで

私は、昭和18年から女子挺身隊として、A社B製作所の本工場において勤務し、20年4月に実家の近くにあった、同社B製作所の分工場に異動した。

A社B製作所において、厚生年金保険には、昭和19年10月1日に加入したはずであるにもかかわらず、同社B製作所分工場に異動してからの記録しか無いのはおかしいので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B製作所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、同社B製作所分工場に異動したとする昭和20年4月25日付けで被保険者資格を取得していることが確認できるが、これとは別に厚生年金保険被保険者番号払出簿により、19年6月1日付けで申立人に対し、20年4月25日の資格取得時と異なる被保険者番号が払い出されており、同社B製作所に係る被保険者名簿においても、当該被保険者番号で申立人が19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、A社B製作所本工場から同社B製作所分工場に異動した申立期間当時の状況について、「昭和20年4月頃に、それまで勤務していた同製作所本工場（寮生活）から、実家の近くにあった同製作所分工場に配置替えをしてもらった。」と主張しており、当該主張は、申立期間当時、申立人が実家に帰ってきた時期に関する申立人の妹の記憶と一致していることから、

申立期間において、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B製作所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和19年10月1日であると認められる。

なお、上記被保険者名簿において、申立人が昭和19年6月1日に資格を取得していることが確認できるところ、同年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足前の準備期間に当たるため、当該期間については、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B製作所に係る昭和19年6月1日の記録から、30円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 59 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、未加入であるとの回答を受けたが納付できない。

申立期間の当初、私は、短期大学を卒業後も昭和 55 年 5 月に実家のある A 市に帰ってくるまで、B 区に居住していた。20 歳になった 52 年\*月に母親から「国民年金に加入し、保険料を納付してあげている。」と下宿先に電話があったことを明確に覚えているので、母親が A 市で私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていた。

また、A 市に帰ってきてからは、地区の集金人を通して、私と母親のいずれかが保険料を納付しており、27 歳頃に、母親が私の年金手帳を紛失し、再発行を受けたが、途切れることなく納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 52 年\*月に、A 市で母親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の払出状況から、昭和 59 年 4 月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間は、未加入期間とされていることから、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできなかつたものと考えられる上、A 市の国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入及び納付手続は、住民登録をした市町村において取り扱っていることから、申立期間のうち、A 市で住民登録がなされた昭和 55 年 5 月以前の期間は B 区に居住し、住民登録をしていたとする申立人について

て、A市で国民年金の加入手続をし、保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立期間当時に集金を担当していたとする者も、「学生等で県外に居住している者については、実家が集金担当地区内にある場合であっても国民年金保険料の集金はしなかった。」と供述している。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、供述を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から同年 9 月まで

これまでいろいろな所で働き、会社によって厚生年金保険を掛けてくれたり、掛けてくれなかったりということがあり、国民年金と厚生年金保険を二重に掛けていたこともあるので、申立期間について必ずしも国民年金への切替手続を行ったとは言い切れないし、はっきり覚えていないが、申立期間だけ未納となっているのは不自然である。当時は、婦人会の集金により、自分か妻のどちらかが二人分の保険料を納めていた。納付金額は 5,200 円から 5,300 円ぐらいであったと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳において、申立期間の保険料を納付した形跡は確認できない上、同名簿から、申立期間直後の昭和 57 年 10 月から 58 年 1 月までの期間の保険料を 59 年 12 月 17 日に過年度納付していることが確認できることから、それまでは当該期間及び申立期間の保険料は納付していなかったものと考えられるとともに、当該過年度納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人と同時に納付していたとする申立人の妻について、申立期間及びその直後の期間に係る保険料の納付状況は、申立人と同様である上、申立人及び申立人の妻は納付状況等に関する記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入及び納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 10 日まで  
③ 平成 4 年 12 月 5 日から 7 年 4 月 25 日まで

A社における年金記録が、昭和 47 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの 2 か月間となっているが、同社では、45 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 10 日までの 3 年間勤務し、厚生年金保険に加入していた覚えがあるので、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、平成 4 年 12 月 5 日から 7 年 4 月 25 日までの期間、B社に採用され、C社D工場で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、年金事務所における申立人のA社における年金記録が、昭和 47 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの 2 か月間となっているところ、申立人は、同社では、45 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 10 日までの 3 年間勤務したと主張している。

しかしながら、供述の得られた同僚 18 人は、いずれも申立人を覚えておらず、そのうち、総務全般の責任者であったとする同僚は、「私は、1 年以上勤務していた人の名前は大体記憶しているが、申立人の名前には記憶がない。」と供述している上、他の同僚は、「申立人は、私と同郷で 3 年間勤務していたとのことだが、申立人の名前には記憶がない。」と供述しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、前述の総務全般の責任者であったとする同僚を含む複数の同僚は、「A社では、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入する取扱いだった。」旨の供述

をしているところ、申立人の厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日は一致している上、雇用保険の被保険者記録が得られた同僚二人の両資格取得日についても、申立人と同様に一致していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和49年8月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①及び②当時の事業主は、申立人の名前を記憶しておらず、当時の資料も保管していないことから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する関連資料を得ることができない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、B社に採用された経緯及びC社D工場における勤務内容に関する申立人の主張は具体的で、「B社は、C社から請け負った仕事を同社D工場内で行っていた。」とするB社の申立期間当時の社会保険事務担当者の供述とも一致することから、申立人が、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社の申立期間③当時の社会保険事務担当者は、「C社D工場における請負業務に関する責任者などに確認したが、申立人についての記憶はないとのことだった。」と供述している上、同社D工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したが、いずれも申立人の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、B社の申立期間③当時の社会保険事務担当者は、「同社では、厚生年金保険と雇用保険は、同時に加入させていた。社会保険加入者の名前は記憶しているつもりだが、申立人の名前に記憶はない。」と供述しているところ、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B社の申立期間③当時の社会保険事務担当者は、「同社は、日払いあるいは期間工としての契約の者は、厚生年金保険に加入させていなかったのので、申立人は、それらの契約の更新を繰り返していたと思われる。」と供述している上、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「日雇の人は、年金に加入していなかった。」、「年金に加入していない人がいた。」旨の供述をしていることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、B社は、平成16年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月頃から 48 年 1 月頃まで

私は、A社（現在は、B社）C支店において、昭和 45 年 3 月頃から 48 年 1 月頃までの期間、正社員として営業の仕事をしていた。

A社においては、厚生年金保険に加入してくれていたと記憶しており、申立期間当時の同僚から「同社における厚生年金保険被保険者の記録がある。」と聞いているので、私も同社における厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述から、申立期間当時、申立人がA社C支店において、営業職として勤務していたことは推認できるものの、同社に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない上、B社人事部は、申立期間当時の人事関係書類を保管していないことから、申立人のA社C支店における勤務期間を特定することはできない。

また、B社人事部の担当者は、「申立期間当時、当社は全国で何千人もの営業職を雇用していたものの、入退社は極めて頻繁であったことから、通常、入社して数か月から1年半程度経過した後に本採用としており、中には退職するまで社会保険に加入していなかった従業員もいたようである。」旨供述しているところ、申立人の記憶している同僚で供述の得られた二人は、それぞれ、「昭和 35 年及び 41 年からA社において勤務していた。」旨供述しているが、オンライン記録により当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日を見ると、35 年入社の同僚の資格取得日は 37 年 4 月 1 日、41 年入社の同僚の資格取得日は 43 年 7 月 16 日となっており、それぞれ入社時期から約 2 年経過していることが確認でき、B社の回答を裏付ける記録となっている。

さらに、B社人事部の担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入している従業員は、当然、厚生年金基金にも加入している。」と回答しているところ、平成14年11月19日に解散したD厚生年金基金を引き継いだ企業年金連合会は、「当連合会が管理している同厚生年金基金の加入記録に、申立人の氏名は見当たらない。」と回答している上、E健康保険組合は、「昭和42年以降の健康保険の加入者記録を保管しているが、申立人の記録は確認できない。」と回答している。

加えて、B社は、申立期間当時の社会保険関係の書類を廃棄していることから、申立人の勤務実態及び申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 10 日から 47 年 4 月 18 日まで

A社（現在は、B社）から宅地造成工事の依頼を受け、昭和 45 年 9 月 10 日に入社することとなった。入社時の給与支給額は 7 万円であったが、勤務実績を認められ 46 年 10 月分から 11 万円の給与が支給されていた。

しかしながら、年金記録を確認したところ、実際の給与支給額よりも標準報酬月額が明らかに低額であることが分かった。詳しい調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の後任者は、「実際の給与支給額は入社時、6 万円であった記憶がある。同社に在籍していた期間の給料は手取りで 6 万円から 7 万円の範囲内であった記憶があるので、標準報酬月額の記録に誤りがあるとは思わない。」と供述している上、当該後任者の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認できる。

また、申立期間当時の事務担当者は、「実際の給与支給額に基づく標準報酬月額の届出を行ったかどうかは不明であるが、保険料控除については社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づき行っていた。」と供述している。

さらに、B社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料については処分した。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

加えて、B社から提出された申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる

上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 14 日から 33 年 10 月 21 日まで  
年金事務所で、申立期間について年金記録を照会したところ、脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかしながら、昭和 33 年 10 月に A 社 B 工場を退社した際に、脱退手当金を請求した覚えはないので、年金記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性のうち、2 年以上の被保険者期間を有するとともに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 10 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 15 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、オンライン記録において、申立人を含む 13 人に厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。

また、脱退手当金の支給決定記録が確認できる複数の同僚は、「退社時に会社側から脱退手当金についての説明があり、退職金と一緒に同手当金を受け取った記憶がある。請求手続は会社でしてもらったと思う。」旨供述している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 12 月 16 日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 8 月 1 日まで  
ねんきん特別便の内容を確認したところ、友人の紹介で入社したA事業所での勤務期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが判明し、年金事務所に調査を依頼したが、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない旨の回答であった。  
しかし、給与から保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、B市C町に所在したA事業所に勤務した。」と主張しているところ、昭和 62 年版D関係事業者名簿及び法人登記簿により、B市C町にA社が存在したことが確認できたことから、同社の元事業主に照会したところ、「申立人が、申立期間当時に勤務していたか否か記憶に無い。」と供述している上、申立人は、同僚の氏名及び入社時の紹介者である友人の氏名を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、オンライン記録及び事業所番号等索引簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は確認できず、前述の元事業主は、「同社は、社会保険に加入しておらず、従業員に健康保険被保険者証を渡していないにもかかわらず、保険料だけ給与から控除することはしていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日までA事業所で勤務しており、厚生年金保険に加入していたので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間についてA事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所番号等索引簿において、A事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は見当たらず、同事業所の元事業主は、「かつて厚生年金保険の適用事業所だったかどうか分からない。」と供述している。

また、元事業主は、「経理や保険の関係は、死亡した妻が行っていたので、私には分からない。」と供述している上、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を覚えておらず、厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間を含む昭和 56 年 7 月 26 日から 62 年 4 月 6 日までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 58 年 2 月 28 日まで

私は、自身の老齢年金について考えるようになり、社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、国民年金及び厚生年金保険の加入期間が無いとの回答だった。その後も再三同事務所に行き調べてもらった結果、若い頃働いていた会社と昭和 45 年から 52 年まで勤務していた会社の厚生年金保険の加入記録が見つかった。申立期間においては、A 社に勤務して給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査して厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、期間は特定できないものの勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社における申立人の申立期間当時の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険の加入手続をした者の氏名はおおむね覚えているが、申立人についての同保険の加入手続をした記憶は無い。」と供述している。

また、A 社は、昭和 56 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は、「適用事業所に該当しなくなっただけからは、厚生年金保険料を控除することは無いと思う。」「それ以前については、厚生年金保険料控除が確認できる関係書類は残っておらず、申立人の給与から同保険料を控除していたかどうかについても分からない。」と回答している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険

整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで

私は、平成 2 年 6 月に A 社の取締役役に就任し、同年 7 月から役員報酬が月額 47 万円となったことから、随時改定により、同年 10 月からの標準報酬月額は 47 万円に、また、3 年 7 月から役員報酬が月額 49 万円となったことから、随時改定により、同年 10 月からの同報酬月額は 50 万円に改定されるべきだと思われるが、それらの改定が行われておらず、申立期間の厚生年金保険の同報酬月額が実際に支給された報酬月額と比べて低額となっているので、調査の上、修正していただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社における申立期間当時の役員報酬が記載された役員報酬調書及び役員報酬改訂内訳の記載内容並びに同社において、申立人と同時期に取締役となった者及び申立人の後任の取締役となった者の標準報酬月額の記録から判断すると、申立期間のうち、平成 2 年 10 月から 3 年 6 月までの期間の報酬月額は 47 万円、同年 7 月から 4 年 6 月までの期間の同月額は 49 万円、4 年 7 月の同月額は 56 万円であったと推認されるが、申立人は、同社における給与明細書又は源泉徴収票を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A 社は、「役員報酬額の資料は、約 20 年前のものでもあり残っていない。他の資料（賃金台帳、源泉徴収簿、社会保険関係書類等）についても、社内の書庫等を改装した際に廃棄したものと思われ、見つけ出すことができない。」と回答している上、同社が加入する B 健康保険組合は、「申立人の報酬月額や保険料控除の状況が分かる資料に関し、文書保存期間を過ぎ、データが処分されているために確認できない。」と回答している。

さらに、A社の法人登記簿によると、申立人は、平成2年6月29日に取締役役に就任していることが確認でき、申立人の申立期間当時の役職について、同社は、「平成2年6月29日定時株主総会にて取締役就任（7/1総務部長兼経理部長）。平成4年6月26日定時株主総会にて常務取締役就任（営業部長）（経理担当役員）」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、経理及び厚生年金保険事業の責任者であり、厚生年金保険料の納付について知り得る立場にあったものと考えられる。

加えて、A社に係る申立人のオンライン記録において、遡って標準報酬月額の見直しが行われた形跡も無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、仮に、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正を行う必要は認められない。